

「経済財政改革の基本方針2008」に盛り込むべき事項

平成20年5月 日
地 方 六 団 体

福田内閣において初めての「経済財政改革の基本方針2008」(骨太の方針2008)の作成に向けた審議が進んでいる。

我々は第二期地方分権改革の第一次勧告を目前に控え、今までの歩みを緩めるわけにはいかない。

そのため、次の事項を「骨太の方針2008」に盛り込まれるよう求める。

第二期地方分権改革について

地方税源の充実強化について

1 地方の道路整備財源の確保 (流動しているので Pending)

住民生活の安全・安心の確保や地域経済の活性化に不可欠な地方の道路整備等を着実に進められるよう、暫定税率を回復し、地方の道路整備財源を確保すること。

なお、一般財源化については、地方の道路整備の状況、地方では道路予算の約6割を一般財源と借入金によって賄っている実態等に鑑み、地方の意見を十分に聞いて、地方財源を拡充する方向で検討すること。

2 地方団体の減収に対する適切かつ迅速な財源措置 (流動している Pending)

暫定税率の期限切れに伴う地方団体の減収については、各地方団体の財政運営に支障が生じないように、地方特例交付金(又は、別枠で地方交付税措置のある特別の地方債)などにより、国の責任において適切かつ迅速な財源措置を講じること。

3 税制関連法案、地方交付税法案の早期成立（流動しているので Pending）

今回の税制関連法案には、道路特定財源のみならず、国民の生活や経済活動を支える様々な国税・地方税の特例措置や地方法人特別税、同譲与税の創設など地方税の偏在是正措置が含まれている。これらは、「地方が主役」の活力ある分権型社会を構築していくためにも、また、時代の変化に対応した、税制の抜本的な改革に向けた第一歩としても、重要かつ必須の改正事項である。

また、地方が期待する地方再生対策費を含む地方交付税法案も成立が遅れており、全国の自治体が資金繰りの悪化等を余儀なくされている。

地方財政の安定的な運営を確保するためにも、これらの重要法案の早期成立を図ること。

4 地方消費税の充実（調整中なので Pending）

地方消費税は、地方団体固有の重要な財源である。この財源は、地方の福祉、医療、教育など様々な事業に充てられるほか、今後、増大が避けられない地方の社会保障全般を支えていくことになる。

一方、国においては、地方消費税を含めた消費税全般を年金の基礎部分に充当するような議論がある。

このような議論は、地方の固有財源としての地方消費税及び地方交付税原資の充実を事実上否定する議論に繋がり、地方分権改革に逆行するものと言わざるを得ない。

そもそも、地方消費税は、地方を活性化させる役割も果たしているところであり、これを充実させてこそ疲弊している地域を再生させることができる。

したがって、地方消費税を短絡的に基礎年金の財源にするような改革は行わないこと。あわせて、地方消費税を充実させること。

5 地方の税財政制度を早期実現（調整中なので Pending）

地方法人特別税の創設は、地方の基幹税である法人事業税の一部を実質的に国税化するものに外ならず、地方税の原則（受益と負担）を歪め、地方分権改革に逆行するものである。また今回の措置により、地域間格差という構造的に生じている問題が抜本的に解決されるものではない。

今回の制度創設は、あくまで消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの暫定措置であり、地方の真の自立に向けた税財政制度の抜本的改革を早期に実現すること。

6 地方税源の充実強化について（昨年と同じなので Pending）

近年、権限、ひと、仕事、情報、カネなどが中央に集中する一方で、多くの地方では、高齢化と人口減少が同時進行し、地域間の格差は拡大している。

このため、地方の活力なくして国の発展はないという見地から、国税と地方税の税源配分をまずは5：5とする地方税源の充実強化が必要である。その際においては、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築していくことが必要である。

そのため、まず地方消費税の充実に最優先で取り組むべきである。

あわせて、地方税の応益負担や負担分任の原則、税源涵養インセンティブの確保等に配慮しつつ、税源偏在の是正のため次のような課題について、検討を進めていくことが必要である。

国税と地方税との税体系のあり方 地方交付税原資としての税目のあり方
地方法人課税における分割基準のあり方 地方消費税の清算基準のあり方

7 地方交付税の総額確保と機能堅持について（昨年と同じなので Pending）

国の財政再建のために地方交付税を削減することはあってはならず、今年の「基本方針2006」において示されたとおり、地方交付税の現行法定率を堅持し、地方公共団体の安定的財政運営に必要な地方交付税の総額を確保することを強く求めるとともに地方の財政需要を適切に反映するよう財源調整・財源保障の両機能を堅持することを求める。

8 行政改革の推進について（案文）

地方自治体はこれまで、市町村合併による行政組織の再編統合や国に先んじて大幅な定数削減や給与カットなど、懸命に行財政改革に取り組み、国を上回るペースで歳出削減努力を行ってきた。

しかしながら、国においては、こうした地方の実態にもかかわらず、さらに厳しい歳出削減を地方に課す一方で、自らが実施すべき地方支分部局の廃止・縮小などは進められていない。

我々地方は、今後も引き続き行財政改革に取り組み、一層効率的な行財政運営に努め、住民サービスの向上を図るとともに財政再建に取り組む決意である。国は、遅れている国自身の行財政改革を断行すべきである。

9 道州制検討の進め方 (案文)

道州制ビジョン懇談会が中間報告を行うなど、道州制に関する検討は加速している段階にある。政府においては、さらに国民的な幅広い議論が行われるよう努めるほか、その制度設計に当たっては、全国知事会が取りまとめた「道州制に関する基本的考え方」に示した基本原則を前提にするとともに、道州制が国と地方双方の政府のあり方を再構築するものであることから、国と地方が一体となった検討機関を設置して議論を進めること。